

原発再稼働の是非を問う県民投票条例 制定に向けて

署名運動開始！

県民の未来は県民で決める

キック・オフ集会in上越

9月21日、上越市民プラザで柏崎刈羽原発の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求める直接請求署名運動キック・オフ集会が開催されました。

集会では、本年11月から署名を収集し、新潟県全体で法の規定を超える20万人分の署名を集めて新潟県に対して条例案の制定を求めることを確認しました。

「県民投票で決める会」事務局の吉田裕史さんが登壇し、「県民のことは県民で決めたい」という条例制定請求の目的を述べました。また、12年前にも、県内で県民投票条例の直接請求の署名運動がされたものの議会で7対47で否決されたことにも言

及し、「県議会対策のプロジェクトチームを作り、一人一人の議員に働きかける予定だ。12年前との違いは、現職知事が「県民の信を問う」と約束していることだ、それには県民一人ひとりがハッキリと意思表示できる「県民投票」の実施が最もふさわしいのではと訴えていきたい」と述べました。



県議会9月定例会始まる

県議会9月定例会が9月24日より始まりました。会期は、10月15日までの22日間です。

24日は、花角知事による議案説明がありました。上越地域に関わる問題は次の通り。

●知事は、上越地域の医療再編について、「具体的な再編の姿を年度内に提示できるようにスピード感をもって」取組を進めると述べました。

再編構想は中核病院機能を一つにするとのことですが、様々な会議や関係者の話を聞く限り、現場の医療関係間で合意形成ができていないとは思えません。将

来を見据えた構想である以上、もつと議論を尽くすべきです。

●補正予算では、「佐渡島の金山」についての誘客促進策として約3000万円を計上しました。

市町村と連携して県内誘客の促進などに取組むとのことですが、小木航路の発着点となる上越地域にもその促進策が考えられているのかどうか検証する必要があります。

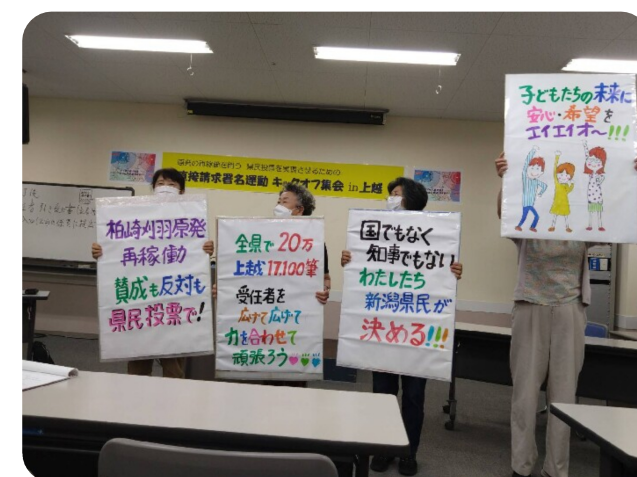
●能登半島地震の津波避難の行動調査の費用も計上されました。

「ザリガニ発見！」
県議会が始まりました。しばらくは、連日の高速バスでの県議会

ユージー
Break

通いです。議会初日の朝、いつものように「くびき」のバス停の駐車場に車を置いて、バス停に向かって歩いていたところ、「ピチャン」という音がしました。道路脇を見ると、側溝になんとザリガニがいたのです。

ザリガニを見るのは、友達と近くのため池でザリガニ取りをした小学校の頃以来でした。ドブの中でどっこい生きてる、たくましいです。

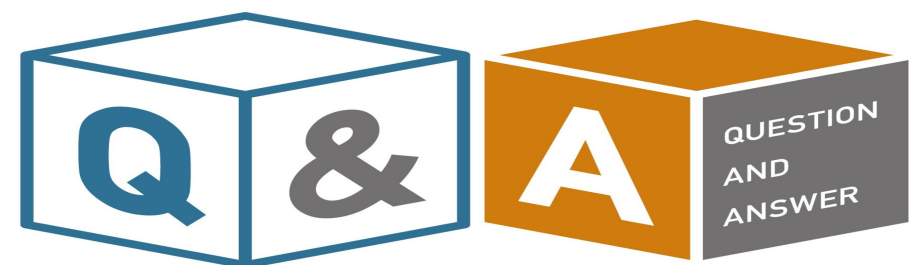


県民投票実現に向けて「エイエイオー！」

馬場ひでゆきの活動日誌

No.38

署名運動



Q 条例制定の直接請求って何ですか？

A 条例とは、地方自治体の「法律」、議会で定める住民の決まり事です。条例を提案できるのは、原則として議会の構成メンバーになっている議員や自治体の主張です。

ただし、国と違って、地方自治体の場合には、住民が条例案を作成して、それを議会に提案することができのです。それは、住民の声をできる限り議会に反映させるべきであるという住民自治という理念が地方自治の本旨にあるからです。

Q 直接請求は、具体的にどうすればいいのですか？

A ①住民が、県議会で審議してもらった条例案を作成します。今回はの条例案は、下記のとおりです（但し抜粋）。

②その内容について、県内の有権者数の50分の1以上の県民から賛同署名をもらい、その署名簿を県に届け出ます。令和6年6月の新潟県内の有権者数は、一八二万七七〇八人ですから、50分の1の約3万7千人を超えれば直接請求が成立することと

なります。

③県は届け出のあった署名が有効かどうかを確認します。

④有効数に達したと判断された場合には、その条例案を県議会に提出され、県議会が審議し採決します。

Q 署名の収集は、誰がするのですか？

A 署名を収集することができるのは、「請求代表者」（直接請求をする当事者です）と請求者代表者から署名収集の依頼を受けた「受任者」に限られます。それ以外の方が署名を収集することはできません。

Q 署名するにあたって注意することはありますか？

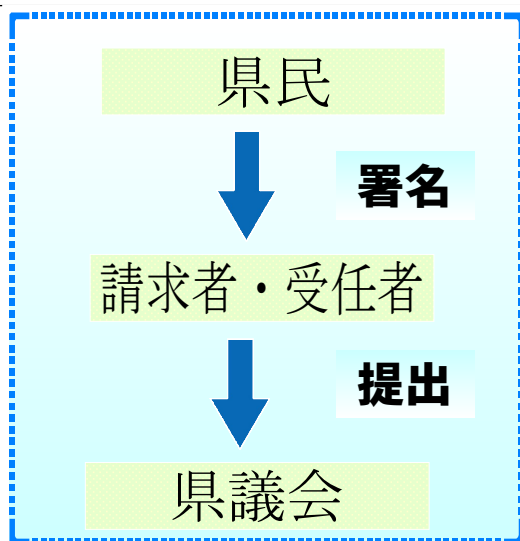
A 署名は、自筆であることが求められます。住所表記は、その方の住民票に書かれている住所を記入してもらいます。

代筆は、署名しようとする人が「心身の故障その他の事由」により署名簿に署名できない場合に限られますので、要注意です。

Q 署名を集めても議会で否決されたら意味がないのでは？

A 知事や議会が県民投票に消極的な現状で、県民投票を実現させるためには、現在のところこの方法しかありません。

道のりは厳しいですが、この署名活動を通じて、直接県民に働きかけ、原案の再稼働の是非について意見交換ができますし、運動が広がれば、報道機関も注目し取り上げてくれるはずですよ。



県民投票

条例案（抜粋）

【目的】

第1条 この条例は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する知事の判断において、県民の意思を公正かつ民主的な手段によって適確に反映させることを目的とする。

【県民投票】

第2条 前条の目的を達成するため、県民による投票を行う。

【県民投票の執行】

第3条 県民投票に関する事務は、知事が執行するものとする。

【県民投票の期日】

第4条 県民投票の期日は、知事が再稼働の是非を判断するまでの期間において、知事が定める。

2 知事は、前項の規定により投票期日を定めたときは、選挙管理委員会に対して速やかに通知するものとする。

【県民投票の告示】

第5条 選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票期日の12日前までにこれを告示するものとする。

【投票資格者】

第6条 県民投票における投票の資格を有する者は、前条の規定による告示の日の前日において、公職選挙法第9条の規定により、新潟県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者とする。

2 その他、投票資格者名簿の調整に関し、必要な事項は、規則で定める。

【一人一票・秘密投票】

第7条 県民投票は、一人一票とし、秘密投票とする。

【投票期日・自書投票の原則】

第8条 投票資格者は自ら、投票期日に、規則で定める県民投票を行う場所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

（第9条以下は略）

発行責任者：馬場ひでゆき事務所

住所 新潟県上越市本町3丁目3番3号

ダイアパレス高田武番館2階

電話 025-546-7110

ファックス 025-546-7666

メール kengi-bahadeyuki@wind.ocn.ne.jp